

第12回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）

議事録

1. 日時 令和4年9月29日（木）10：30～12：00

2. 場所 オンライン会議（Cisco Webex Events）

3. 出席者

（座長） 石井 実

（委員） 荒谷 邦雄 小野 展嗣

五箇 公一 平井 規央

森本 信生

（環境省） 大林外来生物対策室室長

水崎外来生物対策室室長補佐（総括）

高瀬外来生物対策室室長補佐

成田外来生物対策室係長

（農林水産省） 古林大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐

湊谷大臣官房みどりの食料システム戦略グループ係員

4. 議事

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第12回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）を開催いたします。

進行を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、開会に当たりまして、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の大林室長より御挨拶をいただきます。お願ひいたします。

【環境省 大林外来生物対策室長】 皆さん、おはようございます。環境省外来生物対策室長の大林と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

今回、この会合を開いた趣旨につきまして簡単に御説明いたしますと、皆様、新聞報道等で御存じかと思えますけれども、今年の通常国会におきまして、外来生物法を改正するという事を議論しまして、5月11日に無事に成立しまして、5月18日に公布されたところですので。今現在、7月1日で一部施行しているところはあるのですが、来年度に全

面施行すべく準備を進めているところでございます。今国会の改正は大きく3本柱があるのですけれども、そのうちの非常に大きな1本の柱のものとして、ヒアリ等水際対策の強化ということを念頭に改正を行いました。その中で要緊急対処特定外来生物という新しいカテゴリーをつくりました。詳しくはまた後で御説明いたしますが、特定外来生物のうち、今までの外来生物のカテゴリーをさらに大きく超えるものということで、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じることとか、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがある、そういうものに対して新しいカテゴリーを設けるということで、国会で議論しまして、新しいカテゴリーができたところでございます。当然、国会におきましては、議論の中でもヒアリ類を念頭に置いたわけですが、今回の会議におきまして、そこに関しまして、要緊急対処特定外来生物の指定に値するかというところを中心に今日はお話いただければと思っております。

では、活発な御議論、御意見、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。

事前に配付させていただいた資料の委員名簿に基づいて順に委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきます。

まず、九州大学大学院教授の荒谷委員でございます。

【荒谷委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、大阪府立大学名誉教授の石井委員でございます。

【石井委員】 石井でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 国立科学博物館名誉研究員の小野委員でございます。

【小野委員】 小野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 国立環境研究所生態リスク評価・対策研究室室長の五箇委員でございます。

【五箇委員】 五箇です。今日はよろしくお願ひします。

【事務局】 大阪公立大学大学院教授、平井委員でございます。

【平井委員】 平井です。よろしくお願ひします。

【事務局】 元国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構上級研究員の森本委員でございます。

【森本委員】 森本です。よろしくお願ひします。

【事務局】 愛媛大学ミュージアム准教授、吉富委員ですが、本日は所用により御欠席と

なっておりますが、事前にコメントをいただいておりますので、後ほど御紹介させていただきます。

続きまして、環境省と農林水産省からの御出席者についてですが、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室より、先ほど御挨拶いただきました大林室長でございます。

【大林室長】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 水崎室長補佐でございます。

【環境省 外来生物対策室水崎室長補佐（総括）】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 高瀬室長補佐でございます。

【環境省 外来生物対策室高瀬室長補佐】 高瀬です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 成田係長でございます。

【環境省 外来生物対策室成田係長】 成田です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループの古林課長補佐でございます。

【農林水産省 みどりの食料システム戦略グループ古林課長補佐】 古林です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 湊谷係員でございます。

【農林水産省 みどりの食料システム戦略グループ湊谷係員】 湊谷です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。ほかに事務局として、自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議形式で開催させていただきます。御発言の際には挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたら、マイクとカメラをオンにして御発言いただけますようお願いいたします。委員の皆様におかれましては、カメラは常時オンにさせていただいて結構です。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には資料一覧のとおり、資料1から2と、参考資料1から6をそれぞれPDFファイルにて配付させていただきますので、御確認ください。また、会議中は資料を画面共有させていただきます。

なお、本日の会議は公開形式での開催となっておりますので、事前に傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録、議事概要につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきます。

きますので、御承知おきください。

また、本会議の録画、録音は御遠慮いただいております。報道関係者による冒頭の録画につきましてもここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議の座長についてですが、これまで石井委員にお願いしておりましたので、今回も石井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【事務局】** ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。石井座長、よろしくお願いいたします。

**【石井座長】** 石井でございます。それでは、僭越ながら、また進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日も活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議事(1)に参りたいと思います。今回の指定の考え方についてということで、環境省のほうから御説明をお願いいたします。

**【高瀬補佐】** 環境省外来生物対策室の高瀬でございます。資料1に基づきまして、背景ですとか、今回の議題について御説明させていただきます。

まず1番、今回行う特定外来生物の指定等に係る検討方針についてに沿って御説明いたします。

先ほども室長からも御紹介させていただきましたが、本年5月に改正外来生物法が成立いたしまして、これまでの特定外来生物に加えて、緊急の対処が必要な外来生物について新たに要緊急対処特定外来生物として指定できるようになりました。また法附則の第5条において、新たに特定外来生物に指定するもののうち、指定により生態系等への被害の防止に支障を及ぼすおそれがあるものについては、当分の間、一部の規制を適用除外することができるようになりました。これらを踏まえまして、要緊急特定外来生物へ指定すべき特定外来生物、それから、一部の規制を適用除外とすることを前提に指定する特定外来生物へ指定すべき外来生物、そして、その適用除外とする規定の範囲について今後検討を行う方針であります。

本日の第12回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）の会合におきましては、このうち、要緊急対処特定外来生物へ指定すべき特定外来生物について議論したいと思っております、その候補としまして、ヒアリ類4種群23種を考えております。

その要緊急対処特定外来生物の指定についての考え方につきましては、2番の今回の検討課題を御覧いただきながら御説明させていただきます。

要緊急対処特定外来生物とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものを政令で指定することになっておりまして、選定の基準については、後ほども読み上げさせていただきますけれども、特定外来生物被害防止基本方針において定めているところでございます。

今回の指定候補ですけれども、先ほども申しましたが、ヒアリ類4種群23種、具体的には、ここに書かせていただいておりますけれども、ソレノプシス・ゲミナタ種群6種、これにはアカカミアリも含むということでございます。それから、ソレノプシス・サエヴィシマ種群14種、これにはヒアリを含んでおります。それから、ソレノプシス・トゥリデンス種群、これは2種です。最後に、ソレノプシス・ヴィルレンス種群1種、それから、このヒアリ類4種群23種に属する種間の交雑個体、これらをまとめて今回指定候補にするということ考えております。

検討のスケジュールでございます。本日が専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）でありますけれども、これを開催した後に、ここでの検討結果を、10月に開催します専門家会合（全体会合）において座長から御報告をいただくこととなります。ここでは、冒頭に御紹介しましたけれども、法改正で今回指定等することになっている、一部適用除外をして特定外来生物に指定する生き物についてもこの全体会合で併せて検討します。このヒアリに関しては、その後、10月中旬から11月中旬にかけてパブリックコメントを実施しまして、来年、令和5年の春から夏頃に政令施行というスケジュールで考えてございます。

資料1の説明は以上でありますけれども、先生方御承知だと思うのですが、改めてヒアリの危機的状況、そして、なぜ既存の特定外来生物では対応できないのかということについて、参考資料を用いながらも少し御説明させていただければと思います。

参考資料3の3ページを表示いただければと思います。読み上げさせていただきます。

まずヒアリの侵入経路からですけれども、原産地である南米から、船や飛行機に積まれたコンテナですとか貨物に紛れ込んで、アメリカ合衆国ですとか、カリブ諸島に侵入してきているというところなんです。2000年代にはオーストラリアですとか、ニュージーランド、

中国、台湾でも、日本の近くでも発見されているところです。それから、日本でこれまで発見されたヒアリについても、輸入貨物ですとか、輸入貨物の入ったコンテナなどに付着することによって入り込んでおります。隣に地図をおつけしておりますけれども、これが今見つかっているとされている場所を示しているものです。

危機的な状況と申しましたけれども、具体的にどういう影響があるのかというのが下の囲みを御覧いただければと思ひまして、海外ではアレルギー反応による死亡例があると報告されておりました、これは命に関わる緊急課題と捉えております。

それから、ヒアリ定着により、お花見、花火大会、こういった行事について安心して行えなくなるおそれがあるのではないかということ、それから、米国の定着地ではサンダルが履けないですとか、実際、年間1400万人が刺されているですとか、そういった国民の生活に多大な影響があるというふうに考えております。

これが国民生活への影響でございますけれども、続いて生態系への影響ということで、在来のアリ類ですとか、節足動物だけでなく、爬虫類、それから、小型哺乳類も集団で攻撃して捕食するというところでございます。

海外でのヒアリ防除対策費と被害額は非常に膨大だというふうに報告されておりました、米国では対策費が年間7800億円、被害額は6000億円から7000億円が年間かかっているということでありまして。

ここで言えることとしまして、ヒアリが広く定着した国や地域で駆除に成功したところはないというところで、初期防除が重要であると。唯一、ニュージーランドが根絶に成功しているということなのですけれども、これも初期防除で取り組んだ結果であるというふうに聞いております。

続いて、次のページを御覧いただきまして、これが国内の発見状況等を御紹介する資料であります。ヒアリについては、3年連続で大規模な集団の確認事案が続いております。例えば2019年では東京港で見つかっております。2020年には名古屋、それから、2021年には大阪で大規模な集団ということで見つかっているところです。

これらに対応しようとしたときに現行法ではなぜ対応できないのかというところを、続きまして、参考資料の2を用いながら御説明させていただければと思ひます。

今表示しておりますのが参考資料2の5ページ目でございます。下のオレンジ色の囲みと青い囲みを御覧いただくと、変更前と変更後が分かりやすいのかなと思ひます。特定外来生物のままですと、通関後の物品等に対して、検査、消毒廃棄命令等ができないという

課題があります。これを要緊急対処特定外来生物に指定しますと、通関後であっても、要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに、検査、消毒廃棄命令等が可能になります。

続いて、2ポツですけれども、専門家による特定（同定）作業の間は、任意の移動停止の協力依頼のみで限界があるというところではありますが、要緊急対処特定外来生物に指定すれば、特定作業中も物品等の移動停止をさせることが可能になります。

それから、3ポツ目でございます。事業者との法に基づく連携については、特定外来生物のままでは、その根拠規定がないという課題がありますけれども、要緊急対処特定外来生物に指定しますと、まず国が対処指針を定めまして、それに基づいて事業者に対して報告徴収ですとか、助言、指導、勧告、命令等が可能になるということでございます。

参考までに、次の6ページも御覧いただければと思います。これがビジュアルで、既存の特定外来生物だとできないこと、要緊急対処特定外来生物に指定するとできるようになる範囲を示したものであります。こうして見ると、特定外来生物のままでは、先ほども申しましたけれども、迅速な対処をするためにはフォローし切れていない部分がありますので、ヒアリについて要緊急対処特定外来生物に指定することで、しっかりと対策できる状況を整えたいと考えているところでございます。

資料1に関する説明は以上になります。進行を座長にお返ししたいと思います。もし続いて資料2も説明すべきということであれば続けさせていただきます。

**【石井座長】** 御説明ありがとうございました。続けてもいいんですけども、まず方針のところについて議論させていただきたいと思います。それについて、まず委員の皆様から忌憚のない御意見、御質問等あったらお願いします。

先ほど事務局からありましたように、画面の下にある挙手ボタンを押し込む形で御発言をお願いしたいと思います。それでは、いかがでしょうか。

五箇委員、少し補足等あったらお願いしたいと思います。

**【五箇委員】** 環境研の五箇です。補足というか、ヒアリの問題に関しましては、皆さん御存じのとおり、2017年に初めて神戸港で見つかって以降、日本国内でもメディアを通じて話題になったということもあるんですが、基本的に毒を持っているというセンセーショナルリティーが先行して話題になったところもあるのですが、実際問題、これが侵入して分布を広げているところが、アメリカ合衆国南部であったり、オセアニア、オーストラリア、あるいは中国南部といったところで今広がっているんですが、その広がり方が非常に

急速であると同時に、一旦定着してしまいますと、アンダーグラウンドでどんどん巣を広げていく種になりますので、駆除が非常に難しい上に、今説明いただいたように、経済的な被害という部分が非常に大きいんですね。農作業の障害になったり、家畜に対するストレスを与えたりするというような生産性の低下、並びに直接人を加害するという健康被害、後は電化製品等に入り込んで電気をショートさせるということでのインフラ被害といった部分、トータルにするとなかなか大きな金額になりますということでは言われている中で、日本においても、インフラが非常に脆弱な我が国においてこんなものをはびこせると間違いなく大きな障害になりますし、あとは本当に農作業という部分においても、場合によっては刺されてけがをするというケースも出てくる等、ほかの外来生物とは格段にリスクが違うということもあって、早急に、今、侵入初期という状況の中でこれを緊急対応とすることは非常に意義があることなので、ぜひとも皆さんにも最後まで議論いただいて、進めていただきたいと思っております。

以上です。

**【石井座長】** 五箇委員に補足をお願いしたのは、私と五箇委員は、外来生物対策のあり方検討会でこの方針については議論し、野生生物小委員会のほうで基本方針も議論させていただいていますので、少し補足をお願いしました。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。ヒアリを想定した制度ということなのですけれども。

では、荒谷委員、お願いします。

**【荒谷委員】** 荒谷です。この緊急的な対策が必要ということで、実際に則した法的な改正ということで、私は全く異存はございません。むしろ積極的に進めればと思っております。ただ、1点だけ、ちょっと本論と違うところになるかもしれませんが、国民の生活に対する安全と生態系への影響というのが、両方とも重いことなんです、どっちの順番が先かというのが資料によってまちまちなんですね。これ、国民に対する印象の問題もあるかと思しますので、頂いた資料の中の親法のほうの改定案について詳しく見ておりませんが、もしそちらのほうに順番等があるのであれば、それに従う形で統一した形で公開されたほうがよいかと思いました。

以上です。

**【石井座長】** ありがとうございます。では、環境省のほうからお答えがあったらお願いします。高瀬さん、お願いします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。資料の書きぶりについては整理させていただければと思いますけれども、ヒアリに関しては、資料2でも御説明させていただくのですが、今回については、基本方針との適合の関係で、人への被害というところで今回、要緊急対処特定外来生物に指定するというような案で考えております。また後ほど御説明させていただきます。

【石井座長】 法律のほうは、どっちが先かといったら、生態系が先でしたかね。生態系があって、その次に生活があったのかなと思いますけれども。書きぶりについてはよろしくをお願いします。

では、小野委員。

【小野委員】 書類を拝見させていただいて、それから今、補足説明、どうもありがとうございました。基本的に方針、法的な措置等、全く異議はございませんし、非常に時宜を得た御判断だと思います。

私も1点、生態系への影響ということに関する情報が少ないように思っておりますので、また御専門の方、後ほど御説明いただけたらありがたいと思います。例えば競合する日本のアリの種等ですね。

以上です。

【石井座長】 分かりました。これについては資料2のほうに回したいと思います。

平井委員、お願いします。

【平井委員】 私も同じで、指定することに対して異議等ございません。1つお聞きしたいのですが、例えばこの制度で調査をした場合に、もしコンテナとか荷物を開けたときに、ほかの特定外来生物が、ほかのアリの特定外来生物でもいいのですが、そういうのが発見された場合も駆除とかができるのでしょうか。

【石井座長】 なかなか興味深い質問だと思いますけれども、高瀬さん、いかがでしょうか。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬でございます。特に外来生物法では、その場には当然環境省職員がいるのだと思うのですが、特に防除に関して規制等はないので、その場で淡々と捕獲と駆除をすることになるのかなと思います。

【平井委員】 ありがとうございます。そういう事情でしたら、外来のアリがいるかもしれないというので調査したら、1個指定しておけば、全部規制できることになるのかなとちょっと思ったんですけど。例えばコカミアリとか、ハヤトゲフシアリと一緒に入ってい

ても、ほかのやつはむしろ指定しなくてもいいのかなと思ったんですけども、今のお話だと、アリが入ってそのものに全部適用できるのかなということでもよろしいんでしょうか。

【大林室長】 大林です。要緊急は非常に強い権限として、移動の禁止とか、対処指針をつくるとか、そういうことがさらにできるということになっています。基本的にはヒアリと疑わしきものがあつた場合の、その場所というか、その土地とかに関してまで権限を広めて、さらに移動の禁止とか、ヒアリ、対処指針を今後つくっていく予定ですけども、そういうものを守ってくださいねと、そういうふうさらに上乘せがあります。なので、疑わしきアリがあつたときに、別の特定外来生物があつた場合、それはそれで単純に対処すればいいのですが、疑わしい段階でも移動の禁止ができるということで、ほかのアリと特定外来種のアリと分かつた場合には、基本的に運搬の禁止ですので、淡々とやっていくのかなというふうに思っています。

【平井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石井座長】 なかなか興味深い質問だつたなと私も思います。仮に開けてゴキブリがあつたとしても殺すんだらうなというふうに思いながら聞いていました。植物防疫法の問題もあるので、それに関わるものについても、そのときあつたれば殺すということになるんだらうなと思つたりしていますが。

では、委員の皆さんは、この方針について特に異議がないということのようですので、続きまして、同じ流れになっていますけれども、資料2に行きたいと思つます。議事の2です。

【大林室長】 その前にもう1個だけ制度の説明をさせていただければと思つます。

今回、説明で、あくまで要緊急対処の指定ということなので、省いてしまつたのですが、今回の改正の水際対策の強化のところで、特定外来生物全般に関して実は調査権限が拡充しました。今までそこに確実にいると分かつている特定外来生物を防除するときというのは、例えば民有地等に入ることができたんですけども、今回に関しては、そこにいるんだらうなという調査のときに民有地等に入ることができるというのも法改正でありまして、さらにそれは7月1日から施行しておりますということも補足させていただきます。だから、今回、疑わしいアリがあつたなと思つたら、要緊急じゃなからうが、そうであらうと、取りあえず調査に行くということなので、それで見つければさらに調査できるという部分も強化したということも補足させていただきます。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。ほかによろしいですね。先に進みます。

議事(2)です。要緊急対処特定外来生物の選定についてということで、環境省のほうから御説明をお願いします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。今ほど大林室長から御紹介した法改正の内容につきましては、参考資料3の3ページにございますので、また適宜御覧いただければと思います。今、説明は資料2を用いて御説明させていただきます。

要緊急対処特定外来生物の選定作業が必要と考えられる外来生物に係る情報及び評価ということで、今回の対象でありますヒアリ類4種群の分布情報ですとか、被害情報ですとか、そういった学術的な情報を取りまとめたマスターペーパーということであります。

次のページを御覧いただければと思います。まず、一番最初に、分類と原産地を記載しております。今回、4種群ということで、ちょっと長めになっておりますけれども、また御覧いただければと思います。

ちょっと長いので全てを読み上げることはいたしませんけれども、ポイントとなります3ページ目の評価の理由のところを御説明させていただければと思います。

ここの評価の理由が、要緊急対処特定外来生物に指定する、ある意味、直接的な理由という形で理解されるところかなと思っておりますけれども、資料1でも御紹介しましたとおり、先日改正しました基本方針の中で、要緊急対処特定外来生物の選定基準を定めております。この評価の理由のところは、選定基準に則す形で記載させていただいておりますので、資料、あちこち行ってしまうのですが、先に基本方針の該当部分を御紹介させていただいて、その後に評価の理由等の対応について御説明させていただこうと思います。

参考資料5の22ページを御覧いただければと思います。今御覧いただいているのが22ページでございます。一番下、選定の前提というところがございますけれども、アからエを要件として定めておりまして、これに該当するものを選定の対象とするというふうに考えております。

まず1つ目、アですけれども、原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的であるということを要件にしております。それから、イでございますけれども、まん延した場合には、著しく重大な生態系等に係る被害が生じるおそれがあるというものを指定することにしておりまして、具体的には、その下に書いてあります1から3のいずれかに該当するものということで考えております。1番が、当該生物の毒性の強

さや攻撃性の高さから、人に対して死亡や重篤な後遺症に至るなど重大な危害が及ぶ危険性があること、2番が、在来の生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあること、3番が、農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあることとございます。

続きまして、ウを御紹介させていただきます。まん延した場合には、これまでの通常の生活様式を変えざるを得ないような、多岐にわたる大きな影響を及ぼすなど、単に著しい生態系等に係る被害があるという性質を有するにとどまらない国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあることということで、要件を考えております。

最後の要件であります。エでございますけれども、要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等をした物品については移動の制限又は禁止の命令の対象となるとともに、当該生物が付着等をしている物品は消毒又は廃棄の命令の対象となることから、このような措置を行わないと当該生物の拡散を防止できないような、容易に他の物に付着等をするにより移動し、拡散しうるとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であることを要件として求めています。

基本方針に記載しております選定の基準を御紹介させていただきました。これを踏まえて、先ほどの資料2の評価の理由について改めて御説明させていただければと思います。読み上げさせていただきながら、先ほどの基準との適合部分についてお示ししたいと思います。

評価の理由ですけれども、ヒアリ、アカカミアリの分布拡散に伴い、世界的に生態系、人の生命身体への影響が見られている。ここから先ほどのアに該当する、野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的であるというところを説明するところですが、日本においては、ヒアリの定着は未確認であるものの定着の危険性が高まっている状態でありまして、アカカミアリは硫黄島でのみ定着が確認されているものの、港湾等での確認事例が頻発している状況であるということとあります。

それから、いわゆるヒアリ類と呼ばれる4種群のうち残りの21種は国内で未確認もしくは定着が確認されていない。万一これらがまん延した場合には、刺傷による重篤なアレルギー反応により、死亡に至る危険性や後遺症が残る場合がある。ここが先ほどの選定基準で言います、まん延した場合には著しく重大な被害が生じるおそれがあるというところに該当する部分であります。

続いて、また刺傷被害へのおそれから、まん延地域においては公園の利用や花見等といった日常の生活や野外活動に支障が出るということが考えられるほか、医療費や被害防止に当た

っての一般家計の費用負担が増加するなど、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすそれがある。これが先ほどの選定基準で言いますウに該当する部分でありまして、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるという要件と対応して書かせていただいています。

それから、「また」のところですけども、地面での営巣だけではなく、人工物の隙間、電子機器等を含む様々な物品、海上コンテナ等で営巣可能であることから、容易に物品等に付着することで移動し、拡散する可能性があり、また、消毒または廃棄を行わない限り、ヒアリ類を物理的に取り除くことは困難である。これが先ほどの選定基準の最後でありますエに該当するもので、今回の要緊急対処特定外来生物に指定しないとなかなか取り除きが難しいというようなところで書かせていただいています。

最後に、今回、ヒアリですとか、アカカミアリですとか、特定の種だけではなくて、4種群23種で指定しようとしているところですけども、この理由を最後に御説明しておりまして、これらは形態的に酷似しており分類が困難であること、それから、交雑個体を形成すること、生態的にも類似しており同様の被害を及ぼすおそれがあることから、4種群、それから、その交雑個体を含む指定が必要であると考えられると書かせていただいております。

評価の理由が、この資料2の肝になる内容になっておりますけれども、その後、例えば6ページを御覧いただきますと、農林水産業に係る被害ですとか、我が国への侵入経路に関する情報を9ページに書かせていただいたりですとか、マスターペーパーとして活用いただけるような資料にしております。

最後に、説明が前後してしまうのですが、評価の理由のところを補足させていただくのですが、生態系に係る被害が生じるおそれがあることというところで、1から3の要件を設定してございましたけれども、今回のヒアリについては、一言で言いますと、人に対する影響の部分で該当させております。生態系への影響に該当させることができないかということで、内部で既存資料等も集めて検討したのですけれども、その要件であります短期間に甚大な影響を与えるおそれがあるというところで、短期間というところがなかなか相対的に説明がしづらかったりですとか、かつ甚大な影響を与えるおそれというのをパッケージで考えたときに、基準イの②に該当させるというのは難しいのかなということで、今回はイの①に該当するものとして評価の理由は書かせていただいております。

資料2の説明は以上でございます。進行を座長にお返ししたいと思います。

【石井座長】 御説明ありがとうございました。多分委員の皆さんは、あらかじめ資料全

体を、ざっとでも御覧になっていると思いますので、審議に入りたいと思います。この部分では、御提案されている4種群23種、これら全てにこの要緊急対処特定外来生物を当てはめてよろしいかどうか、この辺の観点について御議論いただければと思っています。

それでは、委員の皆さん、挙手ボタンで発言をお願いします。

荒谷委員、お願いします。

【荒谷委員】 大前提の話で、種群は確かにすごく便利なのですが、分類をやっている者として、今回、ヒアリの特に23種の種群というのが、ある程度実態のあるものなのか、分類学者のアリをやっておられる方の中では認識されているものなのかというあたりの確認が1点と、種群という形で出されると、学名を並べられて、種全部書いても結局一緒なのかもしれませんけれども、やっぱり判断にすごく困ることもあるので、種群という呼び方でいろいろなところで整理すると同時に、やはり種名のリストみたいなものは全部つける必要があるのかなという気がいたしました。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。重要なポイントだと思います。要緊急対処特定外来生物というのは、もう既に特定外来生物に選ばれている中から選ぶということになっていると思いますので、多分この4種群23種については特定外来生物にこのグループ会合のほうで決めているのだったと思うのですけれども。この辺の確認も含めて、環境省のほうからお願いします。

【高瀬補佐】 環境省の高瀬です。御認識のとおりでありまして、今回の要緊急対処特定外来生物は、もう特定外来生物になっているものをある意味上乗せして指定するということになっておりますので、今回指定しようとしている4種群については、もう特定外来生物になっているところでございます。

【石井座長】 これはどちらかという自然研のほうの専門家に聞いたほうがいいのか。荒谷委員も入った会合の中で、4種群23種について、今と同じような議論を多分して特定外来生物にしたと思っているのですけれども。この辺のおさらいも含めて、自然研のほうが多分詳しいかと思っていますので、御説明があったらお願いします。

【事務局】 自然環境研究センターの森と申します。4種群23種についての過去の知見を調べた中での話をさせていただきますと、この種群について参考にさせていただいた論文等につきましては、主に形態的な分類をしたレビューを参考にさせていただいております。一方で、遺伝子解析についても併せた論文等があるとよいところですが、この

23種を網羅的に遺伝子解析したようなこれまでの研究というのはありませんので、可能性としてはこの種群が少し変更される可能性はあるのですが、これまでの研究上はこの種群に分けられ、それぞれに種が所属しているということで整理されておりましたので、この形で提案させていただきました。

以上となります。

【石井座長】 ありがとうございます。1つのある論文が根拠となって、このグループ会合で議論し、このようなリストで特定外来生物になっているということですが、2つ目の荒谷委員からの御質問は、要緊急対処特定外来生物にするときも同じように種名のリストもつけたほうが良いということだと思えますけれども、荒谷委員、それでよろしいですか。

【荒谷委員】 そうですね。確かに過去の会合で種群という形では認識されていると思うのですが、今回、予防原則で、かなり踏み込んだ対策を取れるような法律改正ということですので、種についての認識というのをやっぱりしっかりしておいたほうが良いのかなというのと、種群については、先ほど石井先生からお話があったように、研究によっていろいろつけ加わったりとか、そういうこともあり得るので、まずはこの種だというのが今回の場合は重要ではないかなと感じた次第です。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。

公表の仕方ですけれども、要緊急対処特定外来生物の指定は今回初めてになるのですが、環境省のほう、今、資料2の1ページにあるようなリストそのものという形が出るのでしょうか。この辺、よろしくお願いします。

【大林室長】 出し方についてはもう一度検討させていただきたいと思いますが、まず、政令で言いますと、今の特定外来生物も種群で出ておりますので、そのまま政令においては種群とさせていただきたいと思います。一方、今、荒谷委員がおっしゃられた予防原則ということを含めまして、皆さんに、実際にはヒアリとアカカミアリと、あともう1種、死体だけしか出ていないんですけれども、出ているという状況で、ほかの種群についてどこまでアピールするかということ、あと、ほとんど形態の見分けがつかないというので、どこまでアピールするかというのが分からないのですが、少し工夫をさせていただければと思っています。ありがとうございます。

【石井座長】 それでは、小野委員、お待たせしました。

【小野委員】 私も種名のリスト、それは提示は必要だと思います。それと、全体的には包括的な理解のほうが議論しやすいし、一般にも分かりやすいというふうに思います。種群と言われても、一般の人は何かなということになると思いますから、そこは書類的にはしっかりしていて良いのですが、一般に対しては、漠然とヒアリという包括的な判断と種名ということが良いと思うんです。それで、これ、こういうふうに使っているのだけれども、例えばソレノプシス・ゲミナタ種群とか、そのようにラテン語というか、学名の読みを片仮名表記というふうに使われているのは、意図的にされたのかなと思うんですが、寺山さんから何年前に、パブリッシュされているかどうか分かりませんが、これの全種の和名が提案されています。例えばキイロヒアリとか、ミツバヒアリとかというふうに、全部に和名がついています。それを使うということは考えておられないでしょうか。

【石井座長】 和名が専門家から提案されているが、片仮名でいくのかという、小野委員からの御質問についてはいかがでしょうか。

【高瀬補佐】 指名いただく前でしたけれども、環境省の高瀬でございます。このペーパーを作成する中でも議論がありました。こういった和名にしていけない理由としましては、確におっしゃるように、一部で和名の案があるというのは聞いていたのですけれども、それもいろいろな諸説があるという話も一方で聞いていたので、どれか1つに絞ることが困難であろうから、最も確からしいものとして学名を片仮名にしたものということにさせていただいたという経緯があると承知しております。自然研さんからもし補足があればお願いしたいと思います。

【事務局】 自然環境研究センターの辻井です。今、外来室の高瀬さんからお話のあったとおりです。寺山先生の論文というか、ホームページ等でヒアリ類の検索という形で和名を一部載せてはいるのですけれども、ヒアリの生物学等に載っている和名をそのまま基本的には使っておられまして、私も当時の専門家会合等出ていないのですが、そちらの会合とかで和名、諸説あるというところで、アリ類の先生方から様々御意見が出たかということでお聞きしております。そのため、本資料ではこのような形で提示させていただきました。

以上になります。

【石井座長】 ありがとうございます。荒谷委員、分類研究者なので、その辺の見解があったらお願いします。

【荒谷委員】 正直、学名をこういう形で片仮名つづりされたら、一般の人、確かに分からないですよね。これがその上のところに、トフシアリ属みたいな形で、属というのが出ていますけれども、一般の方は学名を見たところで、どこまでが属の名前で、どこまでが種小名なのか多分分からなくて、すごいイメージが乖離しちゃうかなというのは前々から正直感じていたことです。ただ、一方で、和名というのにもかえって混乱が生じるという御指摘も分かりますので、私としてはどちらがいかというのはいちよと今お答えしかねるのですけれども、ただ、外来種全体がこういう形で表記されているという事実もあるので、今回はこれで仕方がないのかなという気がいたします。すみません、積極的な意見を申せませんで。

【石井座長】 とにかくこれらの種が特定外来生物というのは決まっていて、今、画面に出ているリストの形で公表されている。これに要緊急対処というのをかぶせるわけなので、このリストを変更すると話がややこしくなるのだらうなと私なんかは思います。

小野委員、いかがでしょうか。

【小野委員】 私もそのように思います。なかなか難しい問題で、何か一般にPRするようなことがあったときには和名をつけたほうが良いかなという気はしますが、別に今、この学名を使うということで反対とかということではないです。今、皆さん、両方の御意見が出てきたので、納得しているような次第です。

【石井座長】 分かりました。

高瀬さん、資料2の第1面に書いてある「1. ヒアリ類（ソレノプシス・ゲミナタ種群…交雑個体）」まで、こういう形で公表されるということで理解してよろしいでしょうか。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。おっしゃるとおり、今ここに書かせていただいている文言が政令に書かれるということでもあります。先ほども先生方から御指摘いただいたように、一般の方に分かりづらいう課題はごもっともかなと思いますので、そこは普及啓発をする中でしっかりと共有していくことなのかなと、法に指定するという次元と、一般の方へのPRというのは、どちらも重要ですが、また違うところなのかなと思うので、そこはうまくやっていくのかなと思っています。

【石井座長】 多分、特定外来生物のほうのリストはそのまま継続する形で、要緊急対処特定外来生物に指定ということがどこかに書かれ、そのリストにある種名を参照といった形になるのではないかと思います。委員の皆さんがこだわっているのは、種名のリ

ストが飛んでしまうのではないかということに関してだと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

【大林室長】 大林です。基本的には、政令に関しましては、この種群で、今までどおり、実は座長のおっしゃられるとおり、特定外来生物はこういうものにしますと、さらに要緊急に関してはこういう表記にしますと、その要緊急はそのまま特定外来生物の表記のまま、要緊急はこれですよという、4種群と、あと交雑種というものを別表でまた、まさに記載するという形になります。一方で、報道発表等でアピールするときは、種名まで含めて公表するのかなというふうに思っています。ちょっと難しいのは、ヒアリとアカカミアリと、あともう1種しか入ってきていない中で、分かりやすさをどこまで目指すのかということと、あとは正確性ととのバランスというのも踏まえて考えさせていただければというふうに思っております。

【石井座長】 とにかく要緊急対処特定外来生物指定の第1号なので、やり方も含めて、検討する必要があると思いますね。

ほかの委員の皆さん、御意見等あったらお願いします。

それでは、森本委員、お願いします。

【森本委員】 森本です。水際での実際の運用の際の扱いについて伺いたいのですけれども、非常に分類が難しいということですが、同定中の場合は物資を留め置くということが、これは非常に効果があるので、全く異存はないんですが。ということは、同定においても非常に迅速な対応が求められると思います。その場合、23群のどれかだということと同定する場合と、どれだというのを同定するのにかなり時間差があると思うのですけれども、この辺のところは運用上ではどういうふうに扱われる予定なのでしょうか。

【石井座長】 ありがとうございます。それでは、お願いします。

【成田係長】 外来生物対策室、成田です。今御質問いただいた点についてなのですけれども、基本的にはこれまでもヒアリ類については同定が難しいというのもありまして、専門家の方に最終同定をお願いしたりとかという取組をしていますので、同様の形で最終的には専門家の判断を仰いで、そこでどこまで落とせるかというのは、サンプルの状態とかによると思うのですけれども、そういう形で判断いただいた上で、落とせたところまでで判断するという形になるのではないかと思います。

【大林室長】 大林です。ちょっと補足します。

一方で、今回の要緊急対処という新しい仕組みを設けたのは、実はそこが肝でして、同

定も、基本的に環境省職員に強い権限、また業者に権限が与えられているのですけれども、そこで、それっぽいというものの段階で命令を出すことができるというふうな仕組みにしてありますので、まずはそれっぽいものが見つかったら環境省職員がすぐに行って、それで、それっぽいと思ったら命令を出せる、移動を禁止させるということが今回できるようになりましたということになります。その間に、その後で同定するという形になります。

【石井座長】 ということですが、森本委員、いかがでしょう。

【森本委員】 了解いたしました。

【石井座長】 五箇委員、お願いします。

【五箇委員】 今の御指摘というか、御質問にちょっと対応するお話になりますけれども、基本的に今ヒアリ自体は、ほぼ99%ぐらいは中国南部からの輸出資材でやってきているという状況で、中国南部のほうにおいてはソレノプスイス・インビクタ、そういったものが分布を広げているという状況の中では、ほぼほぼ、そこからの侵入個体に対処するために、ある意味、この法律を決め打ちみたいな形で作ってあるところもあります。もちろん今後、いろいろと世界的な分布の広がり等、サプライチェーンの変化等によってはそういった様々な亜種とか系統が入ってくるだろうと思いますが、基本的にヒアリであるという形態的な特徴とか、あと、そういった行動特性はそう変わるものではなく、それらしいものが見つかれば、先ほどから議論があるように、何か変なものがいれば当然、駆除できることであれば駆除するというのは変わらないと思いますので、法律上の細目としてその部分をどうするかというのはもちろん議論の対象になるところですが、現状としては、どうするかという部分については、現場対応としては、いけば、つぶすというのは変わらないと思いますし、多分対処する相手というのは、ほぼほぼ今特定されている状態にあると思いますので、喫緊の課題として懸念されるようなことはないかと判断しておりますし、あとはそういった早期発見システムについては、今、琉球大や、あるいは我々国立環境研のほうも進めているところですが、炭化水素や、DNAを使ったもの、あるいはAIを使って形態を瞬時に判断するといったようなシステムをつくることで、おおむねヒアリであろうということはすぐに特定できるような体制は取りたいと思っておりますし、あと、見つけた場合の対処法としましても、これまで燻蒸処理ですね、植物防疫法の場合ですと、臭化メチル等非常に毒性の強いガスが使える施設でしかできなかったものに対しては、我々のほうで開発しました、ワンプッシュと言われるピレスロイド剤のエアロゾール

を使った駆除法というものをそういったものに当てはめるということで対処するということも検討しておりますので、実用課題における早期発見及び早期駆除という部分に関する技術導入は進めているところですので、その辺も一応勘案していただければというふうに思っております。

以上です。

【石井座長】 どうもありがとうございました。

あと、交雑個体というのが入ってくるんですけども、この交雑がどのぐらいの頻度で起こるのか、実際の事例等が資料2のどこかにありましたでしょうかね。御説明をお願いします。多分、自然研のほうで調べた論文等の中にこういう記載があるのかなと思うのですが、交雑個体という言葉が政令の中に書き込むということもあるので、どのぐらいの頻度で起こるのか等の知見があったら教えていただきたいと思います。

【事務局】 自然研、辻井です。具体的な頻度等はこちらにもないのですけれども、この資料で言いますと、5ページ目のサエヴィスィマ種群の1ポツ目のところにあるのですが、ヒアリとクロヒアリと言われているものに関しましては、交雑個体というものが知られておりますので、その点、こちらには記載しております。

【石井座長】 ほかの部分はないですかね。でも、実際にこういう例はあるというのは、この資料で説明できますね。もう少しその辺の補足があったほうがいいかなと思いました。

委員の皆さん、ほかは、よろしいでしょうか。特にこの種群は外したほうがいいんじゃないかという意見はなかったと思いますし、そもそもそういうことは同定が難しい中、難しいのだらうと思います。

環境省のほう、お願いします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。吉富委員からも、今回、欠席されているのですが、コメントいただいておりますので、御紹介させていただきたいと思います。

読み上げさせていただきますと、まず、要緊急対処特定外来生物に関しては問題ないということでございます。権限拡充しまして、早急に対処すべき事案であるということです。御質問をいただいております、対象種が定着しているエリアに第三者の立入を制限し、迅速な駆除活動を行うことは今回の改正で可能かどうかという御質問をいただいております。第三者の立入を制限できるのかということでございます。

これについての回答としまして、まず、定着というのは発見を指すものだと理解した上

ですけれども、対象種が発見されたエリアに第三者の立入を制限する規定というのは改正内容には含まれておりません。それは基本的にこの要緊急対処特定外来生物として想定しているヒアリが見つかるのは港湾でありまして、港湾ですと、港湾関係者以外の立入は想定されないので、そもそも第三者が立ち入れる場所ではないというところ、むしろ逆に、法的には検査のために我々が立ち入ることが困難であったために、今回の法改正では、先ほど御紹介したような規制を入れているというようなところであります。

それから、もう1つの意見としまして、読み上げさせていただきますと、要緊急対処特定外来生物に関して、省庁や事業者に対して事業もしくは事業地内で確認した場合の報告義務を明文化する必要はないか、それから、省庁や地方公共団体、事業者に拡散防止策の徹底等義務化させることはできないのかというような御質問をいただいております。

これに対しましては、先生方も御出席いただいておりますけれども、法点検のための外来生物対策のあり方検討会において、事業者は何らかの義務をかけても通報などの対応をしないことが想定されるので、事業者が通報や対応をしやすくすることのほうがむしろ重要であるという指摘があったというふうに聞いております。そのため、対処指針においては、通報体制の整備を位置づけまして、環境省が用意するヒアリの研修動画を事業者に見ていただいて、ヒアリ自体の危険性や、それが広がってしまうと社会的に大きな影響を与えることの普及啓発、これをしっかり行っていきたいと考えております。

拡散防止処置についても、対処指針において実施を促す記載をして、講習会なども通じまして、各種の対応が強化されるようにしていきたいと考えているところでございます。

吉富先生の意見と、それへの回答について御紹介させていただきました。

**【石井座長】** どうもありがとうございました。

今のも含めてですけれども、委員の皆さん、ほかには御意見、御質問等ないでしょうか。

荒谷委員、お願いします。

**【荒谷委員】** こういう形で委員として参加している私がこれを言うと元も子もないのですけれども、私も最近すごく悩んでいることがあって、授業とか講演会などをした後の質問で出ることなのですが、外来生物なんかの場合の定着、今、吉富委員が定着というのに対して、発見という意味に解釈するというような説明があったので、ちょっと思い出したのですけれども。例えば硫黄島には定着しているけれども、日本本土には定着していないというような今回事例もございますし、ある地点で見つかったときに、例えばその地点で

は次の世代までのいわゆる定着が確認された、それが日本全国どれくらいの割合と申しますか、どれくらいの地域で覆われたら日本に定着という。今回の場合には、定着していないというのが前提で働いている法律なので、これを言うと元も子もないのですけれども、我々、委員の間では、私が不勉強の部分もありますが、その辺の認識は共有しておいたほうがいいのではないかと、あえて発言させていただきました。よろしく願いいたします。

【石井座長】 では、定着ですね。環境省のほう、定義等あったらお願いします。

【成田係長】 外来生物対策室、成田です。御指摘いただいた定着についてなのですけれども、ヒアリの場合は、ヒアリの防除に関する基本的な考え方の中で、定着という言葉で定義しておりまして、その中では、基本的には、総合的に見て同一由来のヒアリの集団の発達を抑えることができなくなった状態について定着した状態と判断することとし、例えばの例ですけれども、発達した集団が確認されて、さらに複数年にわたってこれに由来した次世代の集団が形成される、輸送等の人為による侵入が考えにくい地点において発達した手段が確認されるなどの場合を想定しますというふうな記載をしております。基本的には、同一集団が複数世代にわたってそこで繁殖していたりとか、あとはそれが拡散していくような状況というのを定着というふうに判断しているということになるかと思いません。

以上です。

【石井座長】 荒谷委員、いかがでしょう。

【荒谷委員】 分かるんですけど、ある地点について、今のような定義で定着というのをはかれますごく分かるので、いわゆる日本に定着とか、そういった使い方をするのはどの段階なのかというのが、私としても不勉強でよく分かっていないのですけれども。極端に言うと、国土で1か所でも見つければ、日本に定着、これ、へ理屈的な言い方かもしれませんが、そのあたりの感覚的なものが、正直、ちょっと最近、僕自身、不勉強でよく分かっておりませんで、何か見解がございましたらお教えいただければと思います。

【水崎補佐】 外来室、水崎です。先生、御指摘ありがとうございます。一般的な意味としてどうかというのはまた別の議論があるかもしれないのですけれども、外来生物法において、我が国において定着しているという言葉の解釈としては、アカカミアリのような、硫黄島だけに、ごく一部だけ定着しているというものが我が国に定着しているというような解釈で運用することになるかと思いません。

【荒谷委員】 そうすると、定着していないことを前提に立てている法律ではないんですか。そこは大丈夫なんですか。

【水崎補佐】 要緊急対処特定外来生物につきましては、未定着か、もしくは局所的、ごく分布地が限られている、国内での定着地域が限られている、そういったものも含められるようにはしておりますので、本当に幅広くまん延してしまうとちょっと難しくなってくるかなとは思いますが、定着した瞬間に要緊急対処特定外来生物から外さなければいけないわけではないというような立てつけになっております。

【荒谷委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 よろしいでしょうか。なかなかそもそも論の「定着」の定義が難しいのが事実だと思います。

ほか、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

そろそろ、いい時間になってまいりました。特に私としては、この方向性について反対ということはなかったと思いますので、確認させていただきたいと思います。

当昆虫類等陸生節足動物専門家グループ会合としてですけれども、先ほどの1面にあった分、「ヒアリ類（ソレノプシス・ゲミナタ種群、ソレノプシス・サエヴィスイマ種群、ソレノプシス・トゥリデンス種群及びソレノプシス・ヴィルレンス種群に属する種並びに4種群に属する種間の交雑個体）」を資料2の評価の理由に基づいて、要緊急対処特定外来生物に指定するべきであるという結論にさせていただきたいのですけれども、それで御異議ないでしょうか。挙手ボタンで採決したいと思います。

（異議なし）

【石井座長】 ありがとうございます。ここで決議したというより、全体会合のほうに私のほうから提案させていただくことになると思いますけれども。ありがとうございます。

この件に関してほかはよろしいでしょうか。

【五箇委員】 国立環境研究所の五箇です。ちょっと振り出し的などころもありますけれども、先ほどから種名とか和名の扱い云々というところなのですが、実際これはヒアリの専門家会合の中でもまだまとまっていないのですね。オンゴーイングで分類が進められているという状況で、非常に複雑な系統関係をしていると。遺伝子解析、分子系統解析なんかも今進められているところで、議論中というところもあるので、現状はこの状況、最初の外来生物法のリストに準じてというところが限界になります。和名についても、結局混

乱しています。これについても、国内においては統一見解が得られていないというところがあって、その辺は整理が必要というか、逆にここで和名をつけちゃうということ、リストしてしまうということで、それが固定することによる混乱というものも生ずるおそれがあるということで、今現状、こういった形でのリストアップになっているという状態です。

それとあと、定着の問題について、ヒアリというのは巣が見つまっている状態が港湾等で報告されており、いろいろと議論されてきたところですが、特に東京港湾においては、局所的に何回も何回も巣が見つまっているので、ひょっとしたら、これは時系列的につながっているのではないかということが心配されたのですが、今年、遺伝子解析を行った結果、全て分断されていると、要は多数回、侵入を繰り返していることを強く示唆するデータが確認されており、現状、定着して、個体群が継続しているという証拠はまだ得られていない状況になっているということは、一応補足情報として入れさせていただきます。

以上です。

**【石井座長】** 重要な御指摘、補足をありがとうございました。

では、この部分はよろしいでしょうか。なければ、最後に、議事(3)のその他ですけれども、全体を通して、あるいはほかの件でもいいですが、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

小野委員、お願いします。

**【小野委員】** 五箇委員に特にちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど中国南部から侵入しているのが多いというお話がありましたが、クモのほうで、家畜の飼料について侵入してきて、牧場で発見されるという例が何例か出ています。もちろん家畜が食べるものですので、消毒とかもできないと思いますし、何か対策があるのでしょうか。例えば冷凍するとか、あるいは何らかの検査の方法があるのかどうか、つまり、港湾を通り越しちゃって国内で見つかるというケースが幾つかあるのでけれども。

**【石井座長】** ありがとうございます。五箇さん、いかがですか。

**【五箇委員】** 御指摘のとおり、ヒアリについては、侵入ルート、発見事例はほとんど港湾のコンテナを経由しているという状況なので、そこが第一の入り口と考えています。御指摘いただいたとおり、それ以外に入ってくるというリスクは当然想定せざるを得ず、飼料作物等での付着という部分は、今お聞きして、なるほどと思ってぐらいで、特にこういった非意図的な昆虫類という部分に関しては、本当にごっそりと餌ごと運ばれば国内に

そのまま入ってくるというおそれもあると思いますが、僕は飼料の輸入形態という部分がどういう形なのかというのを知らないなので、そういった事例があるとすれば、飼料等の輸入ルートという部分で、どこで検査をすべきか、検疫をすべきか、あるいはこういった形で駆除すべきかというのは別途検討しなきゃいけないことだと思います。むしろその情報を後で共有させていただければ、クモ類という部分に関しましても当然非意図的な外来種問題としては対応することは今後必要になってきますので、一応我々のほうとしてはそういった意味で情報共有いただければと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。

五箇さん、今のでちょっと思ったんですけども、アルゼンチンアリというのは、やはり港湾から入ってきたものが二次的に内陸に入ったというふうに考えているんですか。直接というケースもあるのですか。

【五箇委員】 そうですね、今のところ、ヒアリの検査段階で、アルゼンチンアリと一緒にコンテナで見つかるというケースはなく、かなり前の時代というか、今というよりは、早い段階で、恐らく植物の苗等、そういった部分について付着し、それが植林、植樹という形で内陸に運ばれてというところで、繁殖を広げてしまって、今のステージにある。今のステージになってから発見事例が増えているという状態になっているので、要は水際を通り越えちゃっている段階なのかなと思います。だから、その時代におけるサプライチェーンルートが今とは違っていたのではないかというふうに思われるんですね。なので、これに関しては、現状、今、この現段階で港湾というところを入り口にして入ってきているという事例はそれほど多くないというか、発見される場所というのがかなり既に内陸エリアという部分がほとんどになっているので、ステージとしては、ヒアリが今じわじわと水際から入りつつあるという段階を既に通り越えているステージに入ってしまったのではないかというふうに思われます。

【石井座長】 五箇委員も言われましたけれども、小野委員の御指摘、とても大切だと私は思いました。港湾だけ今チェックしている状態ですけども、ひょっとしたら、そこを飛び越えていくパターンもあるかもしれないというので、これは環境省のほうでも検討は必要ではないかと思います。

ほかに委員の皆さん、何かございますでしょうか。

荒谷委員、お願いします。

【荒谷委員】 今回いただいた資料1のほうだと、特例ですね、一部規定を除外すること

についての議論もあるかのように書いているのですけれども、これ、今回、議題としてではなくて、こういう考えをしているということだと理解していますが、逆に言うと、こういうことが書いてあるということは、何か見込みと申しますか、何と申すか、そのあたり、差し障りのない程度で、どんな状況なのかということをお教えいただけたらと思います。

【石井座長】 環境省のほう、お願いします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。御指摘ありがとうございます。説明すべきでした。一部適用除外とする特定外来生物については、法改正の議論でも名前を挙げていましたけれども、アメリカザリガニとアカミミガメについて対象とする方向で今検討しております。

【荒谷委員】 昆虫周辺ではないという理解でよろしいですね。

【高瀬補佐】 現時点では、今御紹介した2種を対象として検討を進めているところです。

【石井座長】 実際に運用されていけば、そのようなものに該当するのが昆虫で見つかるかもしれませんけれども、荒谷さん、そういうの、思いつきますか。

【荒谷委員】 今は取りあえず。むしろ研究者が研究できなくなるという話が前あったりしたので、それがこれが適用されるのかなということを一瞬思っただけです。

【石井座長】 分かりました。

ほかの委員の皆さん、何かございますか。

平井委員、お願いします。

【平井委員】 まだ決まったわけではないとは思いますが、この法律というか、ヒアリ類が指定された場合に、これによってどういう効果が得られたかという検証ができたらいいなかなというふうに思いました。指定を格上げしたことによる効果の検証をお願いしたいなというところです。

それと、あとは、先ほどの牧草とも関係するかもしれませんが、最近、竹の加工品とか、竹に関する輸입品に付随する外来種が増えているようなところがありまして、ムネアカハラビロカマキリに関しては、かなりデータも研究データも出てきていますけれども、ほかにもいろいろなものが入ってきていますので、そのあたりも警戒する必要があるかなというふうに感じています。

以上です。

【石井座長】 効果検証をよろしくということと、牧草ではないけれど、中国から来る竹

ぼうきに卵囊がついていたりする、ムネアカハラビロカマキリのような外来生物もあるので、竹製品などへの注意もよろしくということだと思います。

環境省、何かコメントはありますか。

【高瀬補佐】 まず、法改正の効果検証につきましては、自然体で必要になってくるのかなと思いますが、単年度ですぐにその効果が得られるのかどうかというのはもちろん見ていく必要があるのかなと思いますので、そこは運用していく中で出ていくのかなというふうに思っております。御指摘ありがとうございます。

【石井座長】 ありがとうございます。

それでは、特にほかはよろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。皆さん、御議論ありがとうございます。

【事務局】 石井座長、ありがとうございます。

環境省さん、お願いします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。閉会に際して、当室の室長から一言発言させていただければと思います。

【大林室長】 大林です。今日は闊達な議論、ありがとうございました。

今回のグループ会合の結論として、ヒアリ類4種群につきましてお認めいただいたということで、今後、全体会合でこれの指定を議論して、いち早く指定できるように頑張っていきたいと思っています。今回議論していただいたことに関しまして、次の会合までに補足できることがあれば、こちらでまた少し資料を補足させていただければと思っています。というのが1点です。

さらに、今回の議論の中で、いかに皆さんに知らしめるかということが大事ということがありましたので、その部分にも注意してやっていきたいと思っていますということだけ、もう1点追加させていただきたいと思っています。

以上です。非常に闊達な議論、ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第12回特定外来生物等分類群専門家会合（昆虫類等陸生節足動物）は閉会といたします。

ありがとうございました。

以上